

「日本国憲法の全面的改定」攻勢に抗するため

山本 佐門

日本国憲法を否定し、全面的に改変しようとする動きが急速に強まっている。その兆候は既に昨年末の衆院選中の自民党・安倍総裁の攻撃的とも評しうる改憲キャンペーンに明確に読み取れた。そこでの安倍総裁の主張は、

昨年四月の党大会で採択された自民党版「日本国憲法改正草案」に全面的に依拠したもので、とりわけ武力行使による自衛権の発動を前提とした国防軍の保持、集団的自衛権の容認を明文化した第九条改正を強調しており、決して「安倍暴走」現象として片付けられるものではなく、自民党の基本的立場の表現と位置付けられるべきものであった。

この攻撃的な改憲論は、自民党政権復活とともに、今夏の参院選を意識した戦術的修正により後退したかに見えたが、三月末の日本維新の会の党綱領採択により現行憲法を全面的に否定した改憲論が一挙に現実味を帯びた情勢となった。「改憲綱領」とマスコミでも称されている新綱領では、体制刷新実行の基本的な考え方の第一として「日本を孤立と軽蔑の対象に貶め、絶対平和という非現実的な共同幻想を押し付けた元凶である占領憲法を大幅に改正し、国家、民族を真の自立に導き、国家を蘇生させる」と明記されている（朝日新聞、二〇一三・三・三〇）。

維新の会の改憲論の基本的視座は「日本を取り戻す」という目下の安倍自民党の基本スタンスに止まらず、「現行憲法の自主的改正」という自民党結党以来の党是と強く共鳴しあ

うものであり、来るべき参院選での自民、維新の獲得議席と両党主体の「改憲連合」の動向如何では、日本国憲法の基本精神を全面的に否定した憲法改正が展望される事態となってきた。

確かに政情は、国会勢力のみならずマスコミ、国民世論をも取り込みつつある改憲圧力の高まりに比して、それに抗する政党・市民勢力の高揚感も国会の場でも、院外でも実感し得ない。しかし日本社会の現状を冷静に見据えるならば、日本国憲法の基本理念を高く評価・擁護しようとする確かな基盤も認められよう、既成政党レベルでも、市民運動レベルでも。

政党レベルでは二方向での可能性を見落せない。一方は党是・基本理念の喪失状態が指摘される民主党内での護憲志向活性化の兆しである。ここで特に注目されるのは四月初めの民主党役員会の決定とそれに関する細野幹事長発言だ。この役員会で民主党指導部は「夏の参院選での維新の会との協力方針の撤回」を決定し、その理由付けとして細野幹事長は維新の会の「改憲綱領」採択を根拠に、「維新の会の憲法観は私どもと全く考えが異なる」「極めて自民党、特に安倍政権に酷似している」とし、「自民・維新による三分の二の議席確保を阻止するという立場で参院選を戦ってゆく」と公言した（北海道新聞二〇一三・四・二）。かつての社会党幹部の護憲姿勢を想記させる対応であり、この決定・発言の根拠として今

年二月採択の民主党新綱領の憲法観との理念的整合性も読み取れる。この綱領は基本指針としてはあまりにも曖昧で不完全すぎるが批判・軽視されてはいるが、日本国憲法については「憲法の本質を具現化する」という見出しの下で「私たちは、日本国憲法が掲げる『国民主権、基本的人権の尊重、平和主義』の基本精神を具現化する」と規定している。確かにこれだけでは民主党を「護憲政党」と評価できないものの、自民・維新の改憲路線に抗する政党的立場への転進を期待させる主張と評し得よう。

これと並び軽視できないのは共産、社民という既成護憲政党の立場と役割である。憲法理念重視という立場は両党の基本的党是であり、先の衆院選でも「改憲を許さず、九条輝く日本」（共産党）、「平和憲法は変えさせません」（社民党）という主張を明確に打ち出していた（衆議院選挙公報、二〇一二・二二）。とはいえ国政の現状では護憲諸勢力はあまりにも非力であり、改憲阻止に向けたパワーアップには「政党連合的志向性」を強く持った政党間共闘体制への創意的・弾力的な試みが不可欠となっている。

それとともに市民レベルでの自主的な護憲運動の高まりと国会、行政府への政治的圧力の強化も当然ながら欠かせない。この面では護憲的立場から全国で地域別、職域別など多様な形態で組織され学習・啓蒙活動を展開している「九条の会」運動は大いに注目される。改憲阻止を求める市民運動の高揚と護憲的政党の共闘体制の強化によって、改憲発議要件（憲法九六条）緩和策を突破口とした現行憲法の全面的改定策動をなんとしてもくいとめたい。

へやまもと さもん・北海学園大学名誉教授